

消費生活センターの組織等に関する事項を定める条例について

長野県くらし安全・消費生活課

1 概要

○根拠条文

改正消費者安全法第10条の2

消費者安全法施行規則等の一部を改正する内閣府令第1条

○条例制定が義務付けられた趣旨

- ①全国で消費者被害が発生していることを鑑み、消費生活相談の質を全国的に確保すること
- ②消費生活相談等の事務の実施により得られた情報等を地方公共団体間等でやり取りする可能性があることから、より適切な情報管理体制を構築すること

○施行予定日

平成28年4月1日（改正消費者安全法施行と同日）

2 検討課題

○参酌基準

- ①消費生活センターの名称、住所、相談日時の公示
- ②センター長及び事務を行うために必要な職員の配置
- ③資格試験合格者（みなし合格者を含む）を配置
- ④いわゆる「雇止め」の見直しその他適切な人材及び処遇の確保に必要な措置
- ⑤職員に対する研修機会の確保
- ⑥情報の適切な管理に必要な措置

○制定形式

3 スケジュール

